



令和8年10月1日資料配布

「輸送の安全の確保に関する命令」の発出について

～海上運送法第19条第2項に基づく行政処分～

神戸運輸監理部は、下記の事業者に対して、令和8年6月30日及び7月24日に海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、関係法令及び安全管理規程が遵守されていないことが判明しました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、海上運送法第22条第2項において準用する同法第19条第2項の規定に基づき、輸送の安全の確保に関する命令を発出しましたので、お知らせします。

1. 発出年月日

令和8年10月1日

2. 事業者の名称及び住所

事業者名：公益財団法人兵庫県スポーツ協会

代表者名：理事長 今後 元彦

住 所：兵庫県神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル5F

3. 命令の内容

別紙に係る改善措置について、令和8年10月30日までに当局あて文書により報告すること。

4. 違反等の概要

令和8年3月31日及び4月1日に、安全統括管理者及び運航管理者の選任・解任があったにもかかわらず、選任・解任届が同年6月17日に提出され、海上運送法第10条の4第4項及び同法第10条の6第3項の規定に基づく届出が遅滞なく行われていない状態であった。このため、同年6月30日及び7月24日に海上運送法第25条第1項の規定に基づく立入検査を実施した結果、関係法令及び安全管理規程が遵守されていないことが判明した。

配布先
神戸海運記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官 担当：井澤、八澤 電話：078-321-7058（直通）

番号	命 令 事 項
1	船舶所有者は、海上運送法第22条第2項において準用する同法第10条の4第4項の規定に基づく安全統括管理者の選任及び解任について、選任・解任後、遅滞なく届け出ること。
2	船舶所有者は、海上運送法第22条第2項が準用する同法第10条の6第3項の規定に基づく運航管理者の選任及び解任について、選任・解任後、遅滞なく届け出ること。
3	安全統括管理者は、海上運送法第22条第2項において準用する同法第19条の4の規定に基づき、輸送の安全に関する情報について、適切に公表すること。
4	経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、船舶による輸送の安全確保のため、関係法令の遵守と安全最優先の原則の徹底等について、主体的に関与すること。
5	経営トップは、安全管理規程第6条第1項に基づき、安全方針を設定し、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。
6	安全管理規程第7条第1項に基づき、安全方針に沿った安全重点施策を策定し、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。
7	安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、安全管理規程の遂行及び安全マネジメント態勢の維持・改善を行うこと。
8	運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。
9	安全統括管理者又は運航管理者は、安全管理規程第20条第1項及び第2項に基づき、安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任に伴う安全管理規程の変更を迅速に行い、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。
10	安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条第1項及び第2項に基づき、訓練を計画し、実施するとともにその概要を記録すること。
11	安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、安全教育を行ったときは、その概要を記録すること。
12	安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第52条第1項に基づき、安全管理規程・非常連絡表・医療機関連絡表・運航基準図について、船舶に備え付けること。
13	船長は、運航基準第9条第2項に基づき、速力基準表を船橋内の操作する位置から見やすい場所に掲示すること。